

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業の業務委託について
--------	--------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（重要な個人情報の提供等を伴う委託）

（担当部課：福祉部高齢者サービス課高齢者相談係）

1. 補足資料

〔障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準〕

	ランク	内 容
生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たきりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ 1. 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車椅子に移乗する
	ランクC	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力で寝返りもうたない

※判定にあたっては、補助具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

〔認知症高齢者の日常生活自立度判定基準〕

ランク	内 容
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる
IIa	家庭外で上記IIの状態がみられる
IIb	家庭内でも上記IIの状態がみられる
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態がみられる
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態がみられる
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする

件名 認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業の業務委託について

保有課(担当課)	高齢者サービス課
登録業務の名称	認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業
委託先	委託の高齢者総合相談センター(地域包括支援センター) 9所
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 認知症高齢者本人 基本情報(氏名、住所、性別、生年月日、電話番号)、家族状況、介護保険情報、健康状況、生活状況 2 認知症高齢者の介護者 基本情報(氏名、住所、性別、生年月日、続柄、電話番号)、介護状況、希望する支援内容 3 緊急連絡先 氏名、続柄、電話番号
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	高齢者を地域で支える基幹的な相談機関である高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)に、本人同意に基づいて申請受付及び認知症高齢者と介護者の実態把握を行わせることにより、効果的・効率的に事業を実施し対象者の利便性の向上を図る。
委託の内容	本事業の申請を受け付け、認知症高齢者及び介護者の実態把握を行い、記録票を作成する。作成した記録票は区へ送付する。
委託の開始時期及び期限	平成21年 7月 1日 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する。 2 収集した情報は施錠できるキャビネットに保管する。

件名 認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業の業務委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課 (担当課)	高齢者サービス課	委託先	業務委託契約を締結した訪問介護事業所
登録業務の名称	認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業		
情報はどのような媒体に記録されているか	紙	情報はどのような媒体で提供するのか、取扱わせるのか	紙
保有している情報項目	1 認知症高齢者本人 基本情報 (氏名、住所、性別、生年月日、電話番号)、 家族状況、介護保険情報、 健康状況、生活状況 2 認知症高齢者の介護者 基本情報 (氏名、住所、性別、生年月日、続柄、電話番号)、 介護状況、 希望する支援内容 3 緊急連絡先 氏名、続柄、電話番号	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	1 認知症高齢者本人 基本情報 (氏名、住所、性別、生年月日、電話番号)、 家族状況、介護保険情報、 健康状況、生活状況 2 認知症高齢者の介護者 基本情報 (氏名、住所、性別、生年月日、続柄、電話番号)、 介護状況、 希望する支援内容 3 緊急連絡先 氏名、続柄、電話番号
委託の理由	本事業は新宿区認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業実施要綱に基づいて行う事業で、区が把握した認知症高齢者本人及び介護者の状況を訪問介護事業者適切に提供することにより、安心・安全なホームヘルパーの派遣を実現し、効果的・効率的な事業の展開と対象者の利便性の向上を図る。		
委託内容	認知症により日常生活に支障のある 65 歳以上の高齢者を在宅で介護する方に対し、見守りや話し相手になる等の支援を行うホームヘルパーを派遣し、介護に伴う精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、リフレッシュする機会の創出を図る。 ・利用者 と 派遣日時、支援内容の調整を行う。 ・区へ調整内容を事前に連絡しヘルパー派遣による支援を実施する (支援内容は下記)。 ・区へ支援実施状況の報告を行う。 【支援内容】 ・見守り、話し相手になる ・散歩の付き添い等の外出介助 ・調理、洗濯、清掃等の家事援助 ・支援を実施している際に生じたやむを得ない場合における身体介助 等		
委託の開始時期及び期限	平成21年 7月 1日 以降継続		
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。	受託事業者としての情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は、施錠できるキャビネットに保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。